

予防課

- 建築物の消防同意制度、防火対象物の消防用設備等の規制、審査及び検査
- 防火対象物等の査察、違反防火対象物や違反危険物施設の是正指導
- 危険物製造所等の許可・認可、保安管理指導
- 防火管理や火災予防の相談、防火指導、防火協力団体との調整・連絡・指導

◆ 予防査察

消防法では不特定多数の人が出入りする百貨店、劇場、大規模な工場等及び危険物貯蔵・取扱所等に対し、防火管理や危険物の保安管理などの自主管理に努めなければならないことを義務付けています。消防本部予防課及び消防署では、防火対象物の消防用設備等の設置・維持管理状況や防火管理体制、危険物施設等の保安管理状況等について、定期的に立入検査を行います。法令違反があれば、早期改善を促す指導を行います。違反が是正されない場合は、警告・命令等の違反処理を実施します。



◆ 危険物

ガソリンや軽油等の危険物を貯蔵又は取り扱う施設の安全は、厳しい技術基準によって守られています。このため、施設の設置や変更の設計段階から位置、構造、設備等について書類審査及び中間検査を行うとともに、完成時には検査を通じて基準に適合しているか確認します。また、危険物施設で流出等の事故が発生した場合は、原因を究明して再発防止を図るなど、関係者へ施設の保安管理に関する指導を行い、総合的な危険物施設の安全を確保しています。



◆ 防火委員会

当消防組合発足から10年後の、昭和55年4月1日に東児湯地区管内の幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ及び住民の自主防災体制の組織の拡充強化を図ることを目的として、東児湯少年婦人防火委員会が発足しました。発足40周年を迎えた現在は、幼年消防クラブ(30施設1996名)、少年消防クラブ(4団体230名)、婦人防火クラブ(5団体616名)が1年を通して各種防火防災イベントに参加し活動しています。



◆ 消防フェア

地域住民に対し広く消防をアピールし、防火防災意識の向上と地域全体の防火防災力の向上を図るため「消防フェア」を開催しています。当行事では、管内の少年消防クラブ員を対象とした防火ポスターコンクール及び婦人防火クラブ員を対象とした防火標語コンクールの表彰式や消防に関する様々な体験コーナーが催され、こどもたちの笑顔が溢れるイベントとなっています。



◆ 防火管理者講習

消防法により、多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物(事業所等)において、資格を有する者のうちから「防火管理者」を選任するよう義務付けられています。この資格を取得するための甲種防火管理新規講習を年2回、再講習を年1回実施しています。

